

○業務管理指導官等による業務管理上の留意事項について

令和3年3月16日

道本監第4472号（務合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て業務管理指導官及び適正捜査指導官（以下「業務管理指導官等」という。）にあっては、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第3号）において、その配置所属及び分掌事務が定められているところ、各所属においては、業務管理指導官等の配置の有無により、それぞれ下記の事項に留意の上、業務管理を徹底し、業務上の非違事案の絶無を期されたい。

なお、「業務管理指導官等による業務管理の徹底について」（令2. 3. 2道本監第4092号（務合同））は、令和3年4月1日付けで廃止する。

記

1 業務管理指導官等配置所属における留意事項

(1) 業務管理指導官に係る事項

業務管理指導官は、自所属の長の命を受け、監察官と連携して、当該所属の所掌する事務に関し、その分掌事務（分掌事務が複数の担当にわたる場合にあっては、「適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。」、「不適正事案及び受傷事故の発生時における監察の補助に関すること。」及び「倫理指導官（「倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続について」（令元. 10. 25道本監第2568号）に定める倫理指導官をいう。）が行う北海道職員倫理規則（平成12年道規則第158号）第20条第1項第2号に規定する確認の補助に関すること。」に限る。以下「対象事務」という。）を行うものとする。

(2) 適正捜査指導官に係る事項

ア 自所属の適正捜査指導官の職務に関することをその分掌事務とする主監として捜査指導主監を、主査として捜査指導主査を配置する。

それぞれの配置所属については、捜査指導主監にあっては組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課とし、捜査指導主査にあっては組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課及び外事課とする。

イ 刑事部及び警備部の参事官兼警務部監察官は、当該部の適正捜査指導官、捜査指導主監及び捜査指導主査を直接指揮できるものである。

2 業務管理指導官等の配置のない所属における留意事項

(1) 業務管理指導官の配置のない所属における対象事務については、当該所属の次席（次席の職務を行う者を含む。）が、監察官と連携して、当該所属の所掌する事務に関し行うものとする。

(2) 組織犯罪捜査を所掌する警察本部の所属に適正捜査指導官を置くが、これは、事件捜査を所掌する所属の業務管理に関する事務の一部を特に抜き出し、その職務としたものである。

組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関することは、適正捜査指導官の配置がなくとも、組織犯罪事件捜査を所掌する所属であれば、当然の所掌事務である。